

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

新潟県新星学園（以下「新星学園」という。）

イ 対象業務

(7) 条例第1条第2項に規定する障害児入所支援等の実施に関する業務

(i) 条例第2条に規定する入所の承認に関する業務

(g) 新星学園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

原則として新潟県内に主たる事務所を設置して社会福祉事業を行っている社会福祉法人とし、次の全ての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係

電話 025-280-5210（直通）

(2) 募集要項の交付方法

前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

令和 8 年 7 月 17 日 (金) 午前 8 時 30 分から令和 8 年 8 月 24 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。